

在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針

(1998年 大阪府教育委員会)

大阪府の教育は、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の完成を目指し平和的な国家・社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期して行われてきた。

人権尊重の教育の推進については、かねてから「市町村教育委員会に対する要望事項」、「府立高等学校に対する指示事項」、「府立養護教育諸学校に対する指示事項」に府教育委員会としての基本的な考え方を示しているように、世界人権宣言や国際人権規約及び女子差別撤廃条約等に示されている人権保障の国際的な趨勢についての理解を深め、同和問題、在日外国人問題、障害者問題、男女平等の問題等に関する教育を充実させ、差別をしない、差別を許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成が図られるよう努めてきた。

しかしながら、在日韓国・朝鮮人問題については、日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別が、日本人の児童・生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒にとっても自らの誇りや自覚を身につけることが困難な状況を生み出してきたと考えられる。

これらの問題を解決するためには、日本人児童・生徒に在日韓国・朝鮮人問題を正しく理解させ、差別や偏見をなくすよう努めるとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が強く生きぬこうとする態度を育てることが大切である。

そのため、府下の各学校において、下記の諸点に留意しながら教職員が人権尊重の精神に徹し、在日韓国・朝鮮人問題に関する指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての児童・生徒に対し一層適切な教育を推進する必要がある。

なお、指導に当たっては、教育の主体性を保ち、保護者・地域住民にも十分理解を得るよう配慮することが大切である。

記

- 1 すべての児童・生徒に対し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、朝鮮半島の文化や歴史についての理解を深めさせるよう努めること。
- 2 在日韓国・朝鮮人児童・生徒が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立にかかわることがらである。学校においては、すべての人間が互いに違いを認めあい、ともに生きる社会を築くことを目標として、在日韓国・朝鮮人児童・生徒の実態把握に努め、これらの児童・生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できるよう指導に努めること。
- 3 在日韓国・朝鮮人児童・生徒が将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、進路指導の充実を図るとともに、関係諸機関との連携を密にし適切な指導に努めること。

4 在日韓国・朝鮮人問題の指導の推進を図るため、教職員研修の充実に努めること。

教育改革プログラム（1999年 大阪府教育委員会）

国際理解教育の推進

国際化が進展する中において、幼児期から自国の歴史や文化・伝統に誇りや愛情を持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを尊重し共に生きていく資質や能力を育成するとともに、国際社会において自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する。

[具体的取り組み]

ア) コミュニケーション能力の育成と異文化理解の促進

- a) 自分の考えや意見を述べ、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力を育成するため、英語指導助手（AET）や海外留学生ボランティア等の活用を拡充する。
- b) 海外から帰国した児童・生徒や、大阪在住の外国人児童・生徒の特性を伸ばすため、指導内容・方法等の工夫改善を図るとともに、その経験を活かし、すべての児童・生徒が共に学び、異文化・異言語を理解する教育を充実する。
- c) 各学校における国際理解教育を推進するため、海外の日本人学校などへの派遣経験を持つ教員を推進者として位置づけ、教材の作成や教育プログラムを開発し、活用を促進する

イ) 海外の児童・生徒との交流機会の拡充

- a) 異文化に直接ふれることにより理解を深めるため、高等学校における海外修学旅行を奨励するとともに、海外の学校との友好交流提携を推進する。
- b) 情報通信ネットワーク等の活用により、教科学習や部活動などを通じ、海外の学校や児童・生徒との交流機会を拡充する
- c) 府や市町村における海外友好都市との文化・スポーツ交流事業等に、児童・生徒を積極的に参加させ、諸外国の文化や言語を学ぶ機会を拡充する

ウ) 在日外国人教育の充実

- a) 外国人児童・生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるよう、授業や特別活動等における指導内容・指導方法等を工夫改善し、それぞれの文化等に触れ親しむ機会を拡充する。すべての児童・生徒に、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力をはぐくむ教育を推進する。
- b) すべての児童・生徒に対し、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づく教育を推進する。
- c) 新たに渡日した児童・生徒に対する日本語指導など適応指導を充実するとともに、これらの児童・生徒から異なる国の風土や文化について学ぶ機会を拡充する

大阪府人権教育推進プラン（1999年 大阪府教育委員会）

I 基本的推進方向

1 人権問題の状況

本府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、近年国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。また、国籍法の改正により重国籍の子どもたちも増えてきている。在日韓国・朝鮮人に対しては差別落書き、暴言・暴行といった悪質な人権侵害や就職差別につながる恐れのある事象が生じており、新たな渡日者に対しても、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の人権問題がある。在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重するという内なる国際化が求められている。また、在日外国人については法的地位の向上や民族性の尊重等の課題もある。

3 基本方向

（2）教育を受ける権利の保障

在日外国人の子どもへの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現を目指し、一人一人の子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。

また、在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立にかかわる事柄であることから、在日外国人の子どもを学校全体で受けとめ、すべての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。

在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動（民族学級等）を活用して、歴史、文化、言語等についての学習ができる環境の醸成に努めるなど、自らの誇りと自覚が高められるよう、市町村とも連携して、学校の実態に応じた支援に努める必要がある。

また、在日外国人の子どもで、近年日本に新たにきた子どもたちの中には日本語の習熟が不十

分であるため、日常の学習活動に支障を来す者がおり、日本語習熟のための指導を行う必要がある。さらに、学校での教育効果を高めていくためには、保護者と意思疎通を図ることが重要であり、母語によるサービスの提供などその方法について検討する必要がある。

非識字者や日本語の会話・読み書きの困難な外国人は、日常生活において様々な不利益や不便が生じる状況におかれている。非識字者や外国人の社会参加を図るため、市町村や関係機関・団体と連携しながら、識字・日本語学習の環境整備に努める必要がある。

学齢期に様々な理由によって義務教育を修了することができなかった人については、希望に応じ、中学校教育を受ける機会の提供に努める必要がある。

大阪府人権施策推進基本方針（2000年 大阪府）

1 大阪府における人権をめぐる状況

（3）取り組むべき主要課題

- 外国人に関する課題としては、国際化が急速に進む一方で、言語、習慣、価値観等の相互理解が不十分であることなどから、就労における差別や入居差別などの問題があります。大阪府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く居住していますが、在日韓国・朝鮮人の中には、差別を回避するため、その意に反して本名ではなく日本名（通名）で生活せざるをえない人もいるといった問題も存在しています。

大阪 21世紀の総合計画「大阪の再生・元気倍増プラン」

(2000年 大阪府)

第1項 人を創り、人を活かす

1) すべての人の人権が尊重され、いきいきと個性や能力を発揮できる社会づくり

(6) 外国人が能力を発揮できる社会づくり

<現状と課題>

1 外国人に対する偏見や差別を解消するための条件整備の必要性

日本には戦前の植民地支配などの歴史的経緯により、多くの韓国・朝鮮籍の人々が住み、とりわけ大阪では現在、16万人の人々がくらしています。また、最近では、中国、ブラジル、フィリピンといった国々からやってきて、大阪で働き、学び、くらす、いわゆるニューカマーとよばれる人々が増加しています。

しかしながら、外国人というだけで会社に雇ってもらえなかったり、住まいを借りられなかったりするなどの偏見や差別がなお存在しており、そのため、韓国・朝鮮籍の人々の中には、本名を名乗ることができず、日本名(通称名)で生活している場合があります。今後こうした偏見や差別をなくすための取り組みが求められています。

2 外国人の日本における生活の不安

日本語能力が十分ではないため、医療、福祉などの各種サービスを受けにくかったり、地域コミュニティにとけこみにくいこと、また困ったことがおきた場合の相談先がわからないことなど、外国人が、日本で生活するにあたって不安に感じていることが少なくありません。このような不安をできるだけ解消し、外国人が安心してくらすような環境づくりが求められています。

3 外国人やその子どもたちへの学習・交流機会の充実の必要性

大阪でくらし、働き、学ぶ外国人が増える中で、日本語指導が必要な外国人やその子どもたちが急増しており、早急な対応が求められています。

また、韓国・朝鮮籍の児童・生徒をはじめ、すべての外国籍の児童・生徒が、アイデンティティをもって生きることができる環境の醸成を図ることが必要です。

<取り組みの基本方針>

国籍や民族を問わず、すべての人が違いを認め合って共生していく地域社会づくりをめざします

歴史的経緯を有する韓国・朝鮮籍の人々をはじめ、国際的な相互依存がすすむ中で、大阪には多くの外国人が生活しています。このような外国人の人権が尊重され、いきいきと生活できる社会づくりをすすめます。

<取り組みの方向>

1 外国人問題の理解・啓発の推進

日本に多くの韓国・朝鮮籍の人々がくらしているということに関して、その歴史的経緯を理解し、認識することは、韓国・朝鮮籍の人とともに大阪づくりをすすめていくうえで、必要不可欠です。

また、最近増加している中国、ブラジルなどから大阪へやってきて、活動する人々とも異なる文化などを、互いに理解しあうことが大切です。

府では、人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画や、大阪府人権尊重の社会づくり条例の趣旨に基づき、外国人問題をはじめとする様々な人権問題の啓発推進に努めていますが、今後とも、国籍や民族を問わず、すべての人がお互いの理解を深め、人権が尊重される社会づくりのための取り組みをすすめます。

2 外国人が安心して生活できる環境づくり

今後、国際化は一層進展し、大阪の外国人はますます増えることが考えられます。滞在期間にかかわらず外国人がいきいきと活動でき、十分能力を発揮できることが、都市を活性化する一つの力となります。

そのため、外国人が、衣食住をはじめ、医療、福祉、教育といった様々なサービスを受けやすくするとともに、生活をしていくうえで発生する様々なトラブルを解決するため、行政機関などでの相談体制の整備を図るなど、外国人が安心して活動できるような環境づくりに向けた取り組みをすすめます。

3 外国人の学習・交流機会の充実

国際化時代に対応し、外国人やその子どもたちが日本語を理解し、十分な学習機会を得られるような環境づくりをすすめます。

外国人の子どもたちが自らの誇りや自覚を高めることができるよう、外国人の教育においては、それぞれの文化などにふれ親しむ機会を拡充します。また、誰もが文化の違いを互いに尊重し、共に生きる力をはぐくむ学習をすすめます。

人権教育のための国連 10 年大阪府後期行動計画

(2 0 0 1 年 大阪府人権教育のための国連 10 年推進本部)

人権問題の現状

○ 外国人

外国人を取り巻く社会状況は、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に進み、日本に在留する外国人が過去最高になるなど、国際化が一層進展し、人々の交流が進む一方、単一民族や単一文化といった固定的な意識のもと、同質化を求め、異質なものを排除しようとする意識が根強く残っていることや、言語、習慣、価値観等の相互理解が不十分であることなどによる外国人に対する偏見や差別等がある。

また、本府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、在日韓国・朝鮮人に対する賃貸住宅への入居差別、差別落書き、暴言・暴行といった人権侵害や就労差別などの事象の発

生に加え、差別を回避するために、その意に反して本名ではなく日本名（通名）で生活せざるをえない人もいたといった問題もある。

本府では、「大阪府国際化推進基本指針」[平成 4(1992)年 5 月策定]に基づき、府民が異なる文化に対して広く理解することができる心を育てるとともに、外国人住民が固有の文化等を保ちながら生きることができる差別のない人間本位の社会を形成することを基本目標として、世界人権宣言や国際人権規約の趣旨の普及のための啓発活動をはじめ、一人ひとりの人間性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認めあい共生する心を養っていくなど「内なる国際化」の推進に取り組んでいる。こうした取り組みを一層進めるために、平成 13(2001)年度を目途に、在日外国人の人権が尊重されるよう、在日外国人施策を総合的に進めるための基本となる指針を策定する。

VI 人権教育の基本計画

□ 「内なる国際化」の推進

国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図り、「内なる国際化」を推進し、外国人の持つ多様な文化、習慣、価値観等を尊重し、そのちがいを認め合い理解するとともに、さまざまな文化、習慣、価値観を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共生する社会の形成が重要であるという観点からの人権教育を推進する。

そのためにも府内に暮らす外国人住民や外国人学校等との連携を深め、国際化や多文化の共生社会の実現という視点に立った地域交流を推進する。

アジア・太平洋地域を中心とした人権に関する情報を、同地域の諸国との協力・相互理解を基に収集し、提供するとともに、人権・共生をテーマとした諸外国の人々とのふれあい、交流の場や機会を提供する。

参考資料

平成 14 年度市町村教育委員会に対する要望事項（大阪府教育委員会）

(6) 国旗・国歌

平成 13 年度の府内公立小・中学校の入学式における国旗掲揚実施率は、大阪市を除いて、小学校 99.9%、中学校 99.7%、国歌斉唱率は小学校 99.2%、中学校 98.5%となっている。

また、同卒業式における国旗掲揚実施率は、大阪市を除いて小・中学校とも 100%であり、国歌斉唱率は小学校 99.7%、中学校 99.4%となっている。

[重点課題]

・ 入学式や卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

[留意事項]

- ・ 入学式、卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。
- ・ 小学校学習指導要領において、国歌「君が代」の指導が、「各学年を通じ、児童の発達段階に即し指導する」から、「いずれの学年においても指導する」と改められたことを踏まえ、必要に応じて指導状況を把握するとともに、各学校において適切に指導すること。

(7) 人権尊重の教育の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の関係法令を踏まえ、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進する。

その際、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」等、人権に関する府の各方針・計画等に留意する。

[重点課題]

・ 平成13年9月の「大阪府同和対策審議会答申」において、教育等の課題や差別意識などの点で同和問題が解決されたとはいえない状況にあるという現状認識の上で「これからは同和地区、同和地区出身者のみに対象を限定せず、さまざまな課題を有する人びとの自助・自立を図り、(中略)人権尊重の観点に立った一般施策として、取り組んでいくことが適切である」との基本視点が示されている。

各学校(園)においては、同答申の上記の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対する人権尊重の視点に立った指導に努めること。

・ 府内の学校(園)において障害のある生徒に対する人権侵害事象や陰湿ないじめなど、深刻な人権侵害の事例が生起している現状がある。

については、幼児・児童・生徒や関係者の人権を擁護することを基本に、教職員の人権感覚を一層磨くとともに、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚に努めるよう指導すること。

また、人権侵害等が生起した際には、機を逸することなく必要な措置を講じるとともに、背景・要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかになった教育課題の解決に努めること。

・ 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年11月施行)においては、学校の教職員は職務上虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め、発見した者は速やかに通告しなければならないとされている。

児童虐待の防止に当たっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、幼児・児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見に努めること。

また、虐待を受けた幼児・児童・生徒を発見した場合には、子ども家庭センターまたは福祉事務所に速やかに通告するとともに連携を図ること。

[留意事項]

・ 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成10年3月一部改訂)の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

また、海外から帰国した幼児・児童・生徒や新たに渡日した幼児・児童・生徒に対し、就学や進路などの情報を外国語に翻訳したホームページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート情報」を活用し、就学や進路など

学校生活の支援に努めること。

- ・ 「大阪府男女共同参画推進条例」(平成14年4月施行)の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を助長する場面がないか常に点検すること。名簿の扱いなどについても、男女平等を基礎としたものとなるよう努めること。
- ・ P T Aの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるとともに、家庭・地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。
- ・ 平成12年5月の「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」を踏まえ、各学校において、障害者に対する理解を深める学習活動の推進を図ることによって、障害者に対する無理解や偏見などを取り除くよう努めること。
- ・ 人権教育の推進に当たっては、様々な人権問題の解決に向け、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人等の課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。また、関係研究組織との連携を図ること。
- ・ 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即したより体系的なものとなるよう留意すること。また、前年度までの人権教育推進計画の実施状況及び教育効果の点検・評価を行い、各学校(園)の教育課題の解決に資する具体的な指導計画となるよう努めること。

国連・子どもの権利委員会「総括所見」

1. 委員会は、1998年5月27日および28日に開かれた第465回～467回会合(CRC/C/SR.465-467) [訳注]において日本の第1回報告(CRC/C/41/Add.1)を検討し、以下の総括所見を採択した。

C. 主要な懸念事項

13. 委員会は、とりわけ、国民的および民族的マイノリティとくにアイヌおよびコリアンに属する子ども、障害を持った子ども、施設に措置されたまたは自由を奪われた子ども、および婚外子など最も傷つきやすい立場に置かれたカテゴリーの子どもとの関わりで、差別の禁止(第2条)、子どもの最善の利益(第3条)および子どもの意見の尊重(第12条)の一般原則が、子どもに関わる立法政策および計画に全面的に統合されていないことを、懸念する。委員会は、高等教育機関へのアクセスにおける不平等がコリアンの子どもたちに影響を与えていること、および社会のあらゆる分野、とくに学校制度において、一般の子どもたちが参加権(第12条)を行使する上で困難に直面していることを、とりわけ懸念するものである。

国連・人種差別撤廃委員会「最終所見」

人種差別撤廃委員会 第58会期 2001年3月20日

C. 懸念事項および勧告

16. 委員会は、韓国・朝鮮人マイノリティに影響を及ぼす差別を懸念する。朝鮮学校を含むインターナショナルスクールを卒業したマイノリティに属する生徒が、日本の大学に入学することへの制度的な障害のいくつかのものを取り除く努力が行われているものの、委員会は、とくに、朝鮮語による学習が認められていないこと、および韓国・朝鮮人の生徒が上級学校への進学に関して不平等な取り扱いを受けていることを懸念する。締約国に対して、この点における韓国・朝鮮人を含むマイノリティの差別的取り扱いを撤廃し、公立の学校におけるマイノリティの言語による教育を受ける機会を確保するため、適切な措置をとるよう勧告する。
18. 日本の国籍を申請する韓国・朝鮮人に対して、自己の名前を日本流の名前に変更することを求める行政上または法律上の義務はもはや存在していないことに留意しつつ、委員会は、当局が申請者に対しかかる変更を求め続けていることを報告されていること、および、韓国・朝鮮人が差別をおそれてそのような変更を行わざるを得ないと感じていることを懸念する。委員会は、個人の名前が文化的および民族的アイデンティティの基本的な一側面であることを考慮し、締約国が、かかる慣行を防止するために必要な措置をとるよう勧告する。

国連・国際人権規約社会権規約委員会「最終所見」

経済的・社会的および文化的権利に関する委員会第26会期2001年8月31日

C. 主要な懸念事項

32. 委員会は、マイノリティの子どもにとって、自己の言語による教育および自己の文化に関する教育を公立学校で享受する可能性がきわめて限られていることに懸念を表明する。委員会はまた、朝鮮学校のようなマイノリティの学校が、例えば国の教育カリキュラムを遵守している場合でも正式に認可されておらず、したがって中央政府の補助金を受けることも大学入学試験の受験資格を与えることもできないことについても、懸念する。
60. 委員会は、言語的なマイノリティに属する生徒が、相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語による教育を導入するよう強く勧告する。委員会は、さらに、締約国がマイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって当該学校が補助金その他の財政補助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告する。